

鳥獣保護区等制度の概要について

1 根拠法

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（略称：鳥獣保護管理法）

（法律の趣旨）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資すること

（規定内容）

鳥獣の捕獲等の規制、鳥獣捕獲等事業の認定、狩猟制度等に関する事項等

2 野生鳥獣の捕獲について

野生鳥獣の捕獲は原則禁止（第8条）

ただし、次の場合は、捕獲が認められる。

(1) 許可捕獲（国、都道府県又は市町村の許可による捕獲：第9条）

- 農林業被害の防止のために、イノシシ、シカ等有害鳥獣を捕獲する場合
- 大学などが学術研究のため捕獲する場合 等

(2) 狩猟捕獲（狩猟による捕獲：第11条）

- 狩猟鳥獣のみ
 - ・ 鳥類（26種類） マガモ、キジ、カワウ、スズメ、キジバト等
 - ・ 獣類（20種類） タヌキ、イノシシ、ニホンジカ、ヌートリア、ノウサギ等
- 狩猟期間のみ
 - ・ 毎年11月15日から翌年2月15日まで
 - ※ イノシシ及びニホンジカについては3月15日まで（延長）
 - ※ ツキノワグマについては12月14日まで（短縮）
- 法定猟具（銃、網又はわな）を使用する場合、狩猟免許及び狩猟者登録の手続が必要
- 鳥獣保護区や休猟区、公道、公園、社寺境内、墓地等は狩猟捕獲禁止

3 鳥獣保護区及び特別保護地区

国指定鳥獣保護区は環境大臣が、都道府県指定鳥獣保護区は都道府県知事がそれぞれ指定する。

鳥獣保護区内においては、狩猟捕獲が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。

指定の方針・計画は、「鳥獣保護管理事業計画」（第4条第2項）に定める。

4 鳥獣保護区等の概要

区域	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (第 28 条)	野生鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域を指定。	狩猟捕獲を禁止※	岡山県では 10 年 (法定：20 年以内)
特別保護地区 (第 29 条)	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる区域に指定。	【要許可行為】 ・工作物の新築等 ・水面の埋立、干拓 ・木竹の伐採	岡山県では 10 年 (法定：20 年以内)
休猟区 (第 34 条)	狩猟鳥獣の生息数が著しく減少している場合に、その生息数を増加させる必要があると認められる区域に指定。	狩猟捕獲を禁止※	(法定：3 年を超えることができない)
特定猟具使用禁止区域 (第 35 条) (旧銃猟禁止区域)	銃猟又はわな猟に伴う危険の予防又は静穏の保持のため、必要があると認められる区域を指定。	・銃器を使用した鳥獣の捕獲行為を禁止 ・くくりわなを使用した鳥獣の捕獲行為を禁止	岡山県では永年又は 10 年 (法定：制限なし)

※ 狩猟捕獲は禁止であるが、農林被害の防止など必要があると認められる場合は許可捕獲が可能。

5 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（令和 3 年 10 月 26 日環境省告示第 69 号）に基づき、県鳥獣保護管理事業計画で次の区分を設けている。

現在、指定しているのは、（1）森林鳥獣生息地、（3）集団渡来地、（7）身近な鳥獣生息地の 3 区分である。

（1）森林鳥獣生息地の保護区 49 箇所、22,562ha

森林に生息する鳥獣の保護を図るため指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

（2）大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめその地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため指定し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するものとする。

（3）集団渡来地の保護区 1 箇所、916ha

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類(第 80 条第 1 項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。)の保護を図るため、干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。

（4）集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類、コウモリ類及び海棲哺乳類の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。

(5) 希少鳥獣生息地の保護区

希少鳥獣等その他絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について指定する。

(6) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって、鳥獣の移動経路となっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより、鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。

(7) 身近な鳥獣生息地の保護区 15箇所、3,130ha

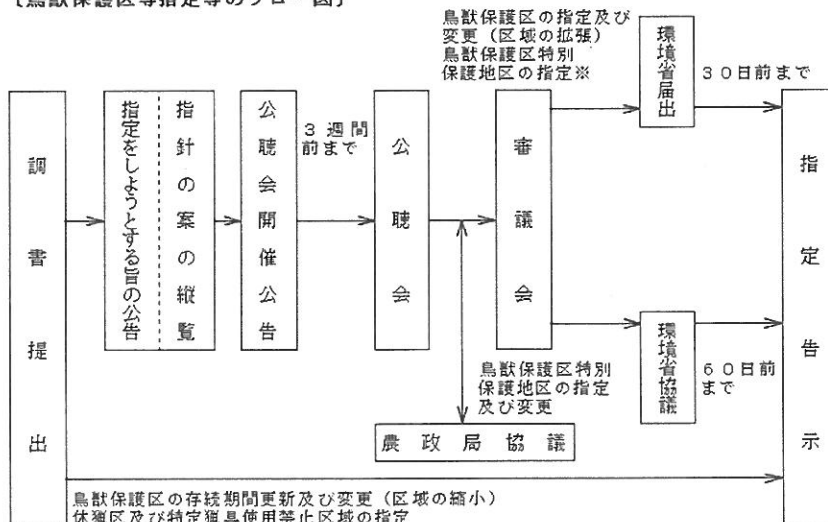
市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について指定する。

6 岡山県の指定状況 (単位: ha)

区分	年度	令和3年度 (2021)	令和4年度(2022)計画			
			期間満了	更新	新設・変更	増減(△)
鳥獣保護区	箇所	66		5		66
	面積	27,270		1,913		27,270
特別保護地区	箇所	11		2		11
	面積	1,224		190		1,224
休猟区	箇所					
	面積					
特定猟具使用禁止区域 (旧銃猟禁止区域)	箇所	62		11		62
	面積	31,416		2,373		31,416
計	箇所	128		16		128
	面積	58,686		4,476		58,686

※ 鳥獣保護区には、国指定1箇所、662ha(鹿久居島)を含む。

【鳥獣保護区等指定等のフロー図】



鳥獣保護区の存続期間更新及び変更(区域の縮小)
休猟区及び特定猟具使用禁止区域の指定

※存続期間満了後継続して行う指定であって、その区域に変更がないものに限る。

自然保護センター鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区分

森林鳥獣生息地

2 当初指定年

平成4年（期間更新3回目）

3 保護に関する指針の案

別添のとおり

4 更新理由（指定理由）

自然保護センター鳥獣保護区は、和気郡和気町の西部、標高200mから300mに位置する岡山県自然保護センターの敷地に設置するものである。クヌギ等の広葉樹が多く、ツツジ等の下層植生も比較的豊富であることから、鳥獣の生息環境に適しており、アカゲラ、ツグミ等の鳥類をはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に、当該区域は山林、湿地、ため池等が適度に管理された里地里山的な自然環境を残しており、多種多様な鳥獣の良好な生息地として特に重要な区域となっている。

このため、当該地区は、特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（参考：国基本指針から抜粋）

Ⅲ 第2 2 鳥獣保護区の指定方針

（3）鳥獣の生息環境を確保するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

5 指定に係る意見徴収の状況

（1）公告縦覧

ア 期間

令和4年7月5日から同月18日まで（14日間）

イ 場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県備前県民局農林水産事業部森林企画課及び同部東備地域森林課

ウ 意見書の提出

なし

（2）利害関係人からの意見徴収

手続上、公聴会の開催その他の必要な措置を講ずるものとされているところ、今年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため公聴会は開催せず、利害関係人から意見書を徴することとした。

意見の内容等は別紙のとおり。

自然保護センター鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る意見書徴取結果

1 名称

自然保護センター鳥獣保護区特別保護地区（和気町）

2 意見徴収対象

利害関係人 4名

3 賛否内訳

賛成	条件付賛成	反対
4名	-	-

4 利害関係人の意見の概要

氏名	職名等	賛否	意見概要
■■■■■	■■■■■	賛成	特になし。
■■■■■	■■■■■	賛成	特になし。
■■■■■	■■■■■	賛成	特になし。
■■■■■	■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	賛成	特になし。

自然保護センター鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

(自然保護センター鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案)

令和4年8月23日

岡 山 県

鳥獣保護区（特別保護地区） 設定調書

名 称	自然保護センター鳥獣保護区（特別保護地区）				
区 域	和気郡和気町田賀地内において、吉井川中流県立自然公園の自然保護センター特別地域の区域。ただし、同町田賀字山田六七五番地の二、同六九四番地、同六九五番地の三を除く。				
区 域 面 積	99ha	内 訳			
		林 野	農耕地	公有水面	その他
		83	—	7	9
存 続 期 間	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで、10年間				
指 定 区 分	森林鳥獣生息地				
区域内の土地の概況 及び鳥獣の生息状況	<p>1 土地の状況 当保護区特別保護地区は、和気郡和気町の西部に位置し、標高は200～300mであり、岡山県自然保護センターの敷地内を設置するもので、区域内には、同センター棟や野鳥観察の森、タンチョウ飼育施設等が整備されている。</p> <p>2 鳥獣の生息状況 鳥類：カルガモ、ホシハジロ、カイツブリ、カワウ、アオサギ、トビ、コゲラ、ハシブトガラス、ヤマガラ、ヒヨドリ、ウグイス、エナガ、メジロ 等 獣類：ノウサギ、イノシシ、タヌキ、テン、ヌートリア、ニホンジカ 等</p> <p>3 農林水産物の被害状況 周辺の農地では、イノシシなどによる被害が発生しているが、防護柵の設置、有害鳥獣捕獲許可による駆除などの対策を講じ、被害の減少に努めている。</p>				
補償に関する事項	当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けたものに対しては、通常生ずべき損失の補償をする。				
鳥 獣 の 保 護 繁 殖 の 方 法	森林の保続を図り、食餌木の植栽等保護施設の整備充実を図る。また、自然保護センターでは、傷病鳥獣の保護に取り組んでおり、当該保護区への放鳥等を行っている。				
設置及び維持に要する経費に関する事項	制札25本、案内板2本				
保護に関する指針	<p>1 岡山県が管理するものとし、関係機関と連携した上で、岡山県職員及び岡山県鳥獣保護管理員が管理に当たる。</p> <p>2 区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>3 ゴミの投げ捨てやたき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、現場巡視等を実施する。</p> <p>4 農林業被害の発生等に応じた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。</p>				
その他参考事項	特になし				

鳥獣保護区面積内訳表

(自然保護センター鳥獣保護区)

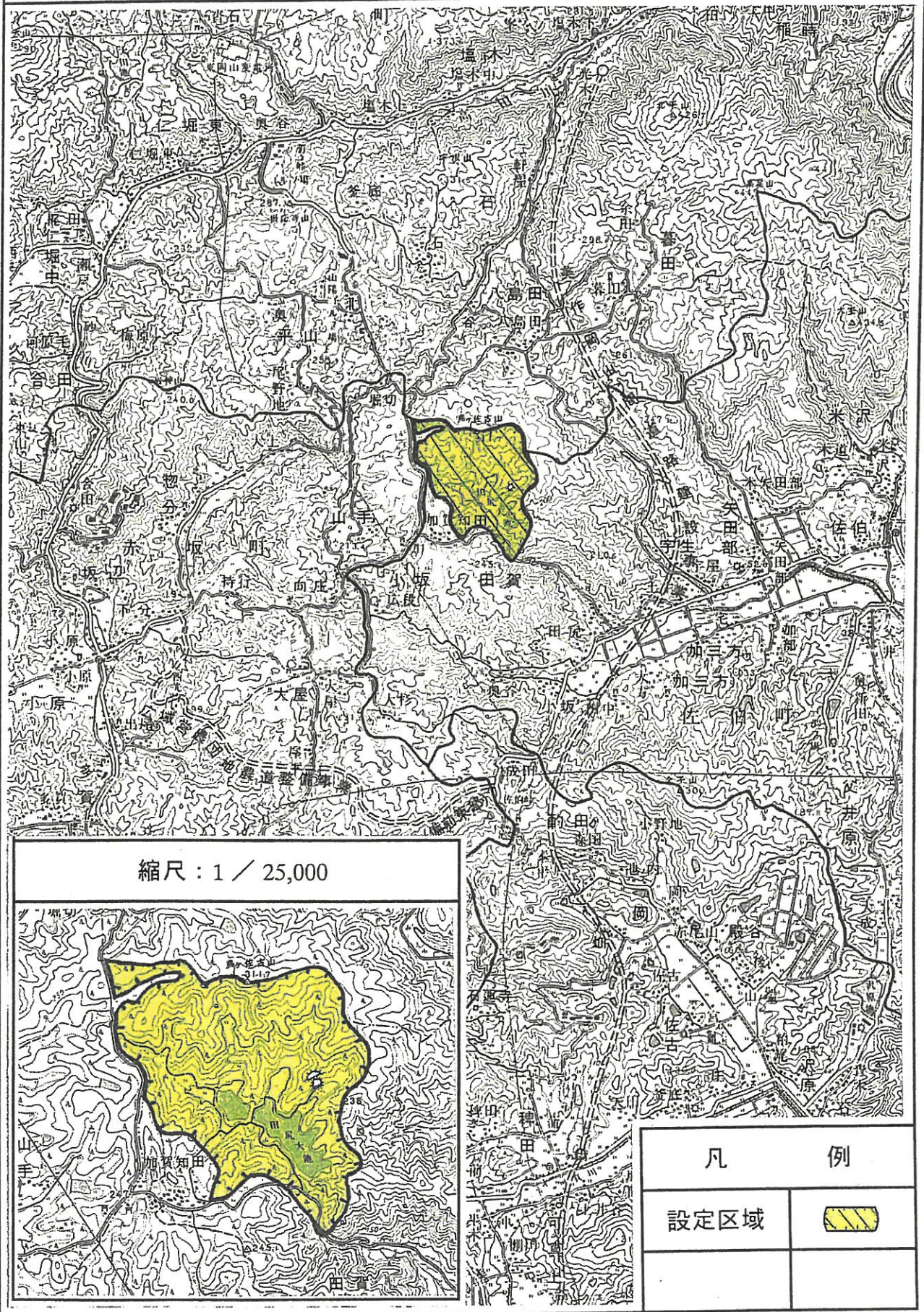
所有別 内訳	国有地	7 ha	国有林	— ha	制限林	— ha		
			国有林以外	— ha	制限林	— ha		
			公有水面	7 ha				
	国有地 以外	92 ha	県有地	91 ha	林野	62.2 ha	制限林	20.7 ha
			市町村有地	1 ha	林野	— ha	制限林	— ha
			私有地	— ha	林野	— ha	制限林	— ha
他の法令 による 規制区域	自然環境保全法		— ha	自然環境 保全地域	— ha			
	自然公園法 (条例等を含む)		99 ha	特別保護地域	— ha	(名称) 吉井川中流県立自然公園		
				特別地域	99 ha			
			普通地域	— ha				
	文化財保護法		— ha					

土 地 利 用 調 書

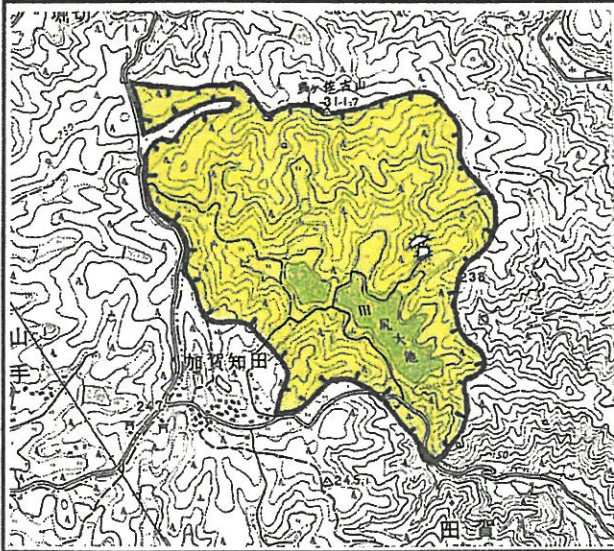
鳥獣保護区の指定		自然保護センター鳥獣保護区 自然保護センター鳥獣保護区特別保護地区								
設定理由の概要		野生鳥獣の保護繁殖を図るため								
保護区の範囲		設定調書及び区域図のとおり								
区分 (ha)	保護区面積			左 の 内 訳						備 考 (地域指定) (年月日)
	普通	特別	計	農 振 地 域			農 用 地 区 域			
				普通	特別	計	普通	特別	計	
農 地										
内 訳	田									
	畑									
	樹園地									
	採草放牧地									
山林		83	83		83	83				
原野										
湖沼		7	7		7	7				
河川										
その他		9	9		9	9				
計		99	99		99	99				
所有区分	面 積			所有区分			面 積			
国有地	— ha			私有地			— ha			
国有林野	— ha			公有水面			7 ha			
公有地	92 ha			その他						
農業関係施策 の実施(計画) 状況	事業名	受益面積		施行年度	地区名	保護区に含まれる受益面積				
	—									
他の土地利用関係法令 等による指定状況		自然公園法 (99 ha) 内訳 (特別保護地域 — ha) (特別地域 99 ha) (普通地域 — ha)								
地権者等 の同意書		市 町 村	地 元	地 権 者	備 考					
	全 体	1	5							
	同意者数	1	5							
	同意率 (%)	100	100							

自然保護センター鳥獣保護区特別保護地区 位置図 (縮尺: 1 / 50,000)

自然保護センター鳥獣保護区 位置図 (縮尺: 1 / 50,000)



縮尺: 1 / 25,000



若杉鳥獣保護区特別保護地区の指定について

1 区分

森林鳥獣生息地

2 当初指定年

昭和 47 年（期間更新 5 回目）

3 保護に関する指針の案

別添のとおり

4 更新理由（指定理由）

若杉鳥獣保護区は、英田郡西粟倉村の北東部、標高 800m から 1,200m に位置し、鳥取県境及び兵庫県境に接する。また、吉井川及び吉野川の源流域であるほか、天然広葉樹及びスギ・ヒノキの人工林が見られることから、鳥獣の生息環境に適しており、ゴジュウカラ、ウグイスなどをはじめ多様な鳥獣が生息している。

そのうち、当該区域は標高 1,000m から 1,200m に位置し、ブナを主体とする原生林が存在するほか、変化に富んだ鳥獣の餌となるミズナラ、カエデ等の植生にも恵まれており、オオルリなど多様な鳥獣の生息環境に適する生息地を有している。

このため、当該区域は、若杉鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

（参考：国基本指針から抜粋）

Ⅲ 第 2 2 鳥獣保護区の指定方針

（3）鳥獣の生息環境を確保するため、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要な地域について積極的に特別保護地区の指定に努める。

5 指定に係る意見徴収の状況

（1）公告縦覧

ア 期間

令和 4 年 7 月 5 日から同月 18 日まで（14 日間）

イ 場所

岡山県環境文化部自然環境課並びに岡山県美作県民局農林水産事業部森林企画課及び同部勝英地域森林課

ウ 意見書の提出

なし

（2）利害関係人からの意見徴収

手続上、公聴会の開催その他必要な措置を講ずるものとされているところ、今年度については、新型コロナウイルス感染症対策のため公聴会は開催せず、利害関係人から意見書を徴することとした。

意見の内容等は別紙のとおり。

若杉鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る意見書徴取結果

1 名称

若杉鳥獣保護区特別保護地区（西栗倉村）

2 意見徴収対象

利害関係人 8名

3 賛否内訳

賛成	条件付賛成	反対
8名	-	-

4 利害関係人の意見の概要

氏名	職名等	賛否	意見概要
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	国定公園内は保護地区に指定してもいいのかなと思います。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	西栗倉地区は勝英管内でも林業について先進的な取組をされている所です。鳥獣害の事業をしていただきありがとうございます。
■	■	賛成	特になし。
■	■	賛成	戦後国を挙げて植林が推奨され本村でも広葉樹が伐採され頂上まで桧・杉が植栽されました。その結果今では山菜・野草・魚がほとんど姿を消しています。山の5合目からは広葉樹に戻してほしいものです。鳥獣も増えると思います。
■	■	賛成	近くに民家、水田、畑等が無く獣害の被害が無いのでこの場所が最適。

若杉鳥獣保護区特別保護地区指定計画書

(若杉鳥獣保護区特別保護地区の保護に関する指針の案)

令和4年8月23日

岡 山 県

鳥獣保護区（特別保護地区） 設定調書

名 称	若杉鳥獣保護区（特別保護地区）				
区 域	英田郡西粟倉村大茅地内の若杉鳥獣保護区内において、吉井川森林計画区英田郡西粟倉村79林班及び同80林班のイ小班からト小班までの区域。				
区 域 面 積	91ha	内 訳			
		林 野	農 耕 地	公有水面	その他
		91	-	-	-
存 続 期 間	令和4年11月1日から令和14年10月31日まで、10年間				
指 定 区 分	森林鳥獣生息地				
区域内の土地の概況 及び鳥獣の生息状況	<p>1 土地の状況 標高1,000～1,200mで、この一帯は原生林である。</p> <p>2 鳥獣の生息状況 鳥類：カッコウ、ヤマガラ、ゴジュウカラ、オオルリ、ソウシチョウ 等 獣類：ニホンジカ、ツキノワグマ 等</p> <p>3 農林水産物の被害状況 周辺のスギ・ヒノキ等の植林木には、ニホンジカによる被害が見られる。</p>				
補償に関する事項	当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けたものに対しては、通常生ずべき損失の補償をする。				
鳥 獣 の 保 護 繁 殖 の 方 法	森林の保続を図るとともに、適正な管理に努める。				
指定及び維持に要する経費に関する事項	制札3本、案内板1本				
保護に関する指針	<p>1 岡山県が管理するものとし、関係機関と連携した上で、岡山県職員及び岡山県鳥獣保護管理員が管理に当たる。</p> <p>2 区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。</p> <p>3 ゴミの投げ捨てやたき火等による鳥獣の生息への影響等を防止するため、現場巡視等を実施する。</p> <p>4 農林業被害の発生等に応じた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実情を十分考慮して適切に対応する。</p>				
その他参考事項	特になし				

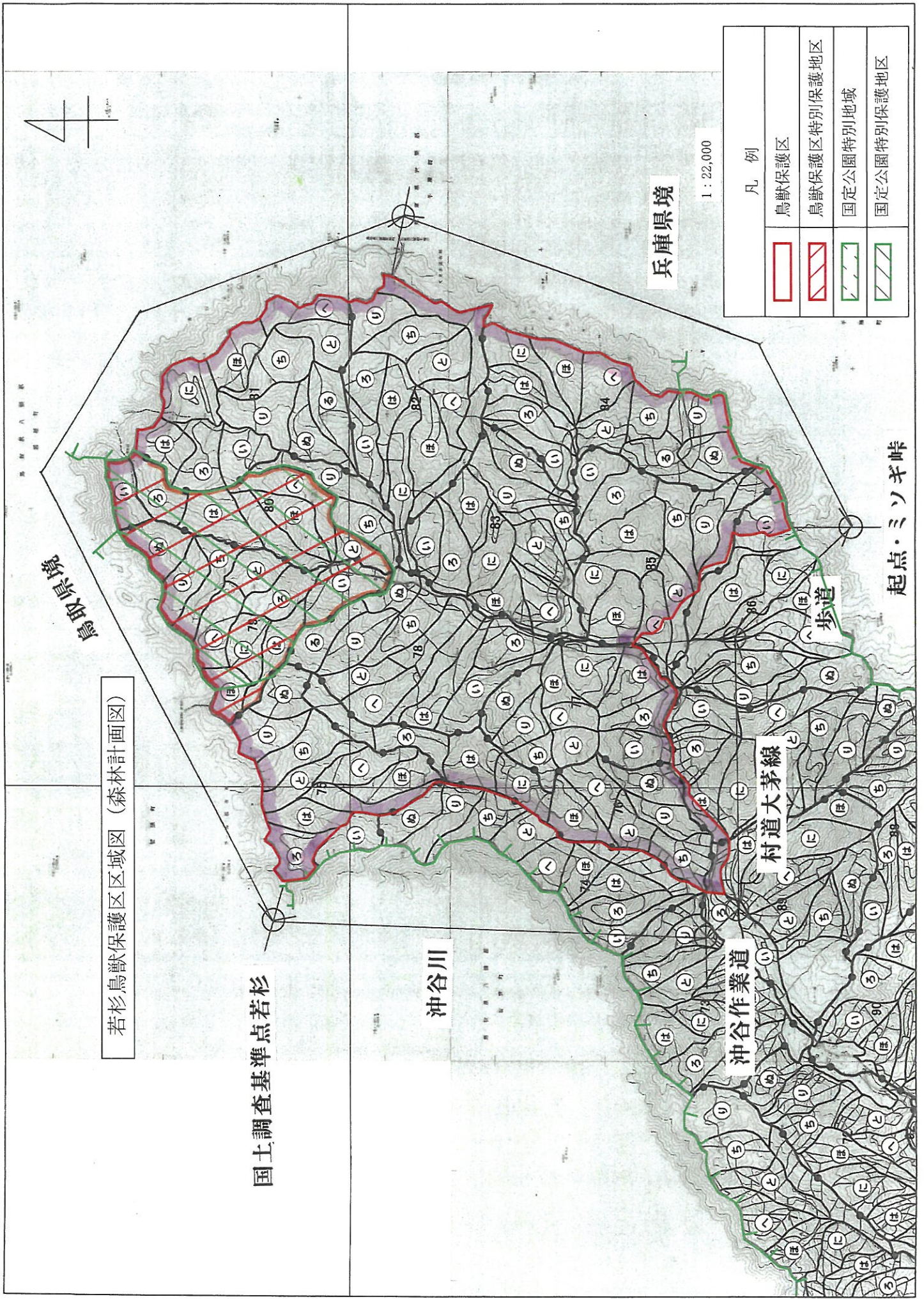
鳥獣保護区面積内訳表

(若杉鳥獣保護区)

所有別 内訳	国有地	— ha	国有林	— ha	制限林	— ha
			国有林以外	— ha	制限林	— ha
			公有水面	— ha		
	国有地 以外	91 ha	県有地	— ha	林野	— ha
			市町村有地	91 ha	制限林	— ha
					林野	— ha
	私有地	— ha	制限林	91 ha	林野	— ha
他の法令 による 規制区域	自然環境保全法	— ha	自然環境 保全地域	— ha		
	自然公園法 (条例等を含む)	91 ha	特別保護地域	83 ha	(名称) 氷ノ山後山那岐 山国定公園	
			特別地域	8 ha		
普通地域	— ha					
	文化財保護法	— ha				

土 地 利 用 調 書

鳥獣保護区の指定		若杉鳥獣保護区 若杉鳥獣保護区特別保護地区								
設定理由の概要		野生鳥獣の保護繁殖を図るため								
保護区の範囲		設定調書及び区域図のとおり								
区 分 (ha)	保護区面積			左 の 内 訳						備 考 地域指定 年月日
	普通	特別	計	農 振 地 域			農 用 地 区 域			
				普通	特別	計	普通	特別	計	
農 地										
内 訳	田									
	畑									
	樹園地									
	採草放牧地									
山 林	459	91	550							
原 野										
湖 沼										
河 川										
そ の 他										
計	459	91	550							
所有区分	面 積			所有区分			面 積			
国 有 地	— ha			私 有 地			4 2 8 ha			
国 有 林 野	— ha			公 有 水 面			— ha			
公 有 地	1 2 2 ha			そ の 他			— ha			
農業関係施策 の実施(計画) 状 況	事 業 名	受 益 面 積		施 行 年 度	地 区 名	保 護 区 に 含 ま れ る 受 益 面 積				
	—									
他の土地利用関係法令 等による指定状況		自然公園法 (5 5 0 h a) 内訳 (特別保護地域 8 3 h a) (特別地域 4 6 7 h a) (普通地域 — h a)								
地権者等 の同意書		市 町 村	地 元	地 権 者		備 考				
	全 体	1	6	1						
	同 意 者 数	1	6	1						
	同 意 率 (%)	1 0 0	1 0 0	1 0 0						



若杉鳥獣保護区区域図 (森林計画図)

国土調査基準点若杉

沖谷川

沖谷作業道

村道大茅線

歩道

起点・ミノギ峠

兵庫県境

1 : 22,000

凡 例	
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区特別保護地区
	国定公園特別地域
	国定公園特別保護地区

